

ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業

第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行います。

次代につなぐ産地生産基盤応援事業

1 儲かる姿実践対策

農業所得 1000 万円農家応援型 補助率 1/3以内

(事業主体) 農業所得 1,000 万円以上が可能となる経営規模を目指す農業者
 (要件) ①事業実施内容・事業効果の公表を同意
 ②雇用の増加(年間250日以上)の増加
 *派遣雇用を含む
 ③新規就農者等の研修受入
 (例示) 園芸ハウス、畜舎、等
 ※農業用機械は支援対象外



2 産地基盤強化対策

認定農業者応援型 補助率 2/5以内 (農業用機械は1/3以内)

(事業主体) 認定農業者等の組織する3戸以上の団体等
 ※認定農業者等には、認定新規就農者を含む
 (リースの場合)
 農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体
 (例示) 共同生産管理施設(園芸ハウス 3,000 m²以上)、共同利用機械施設、農産物加工用機械施設等

※離島振興法の指定地域においては、園芸ハウスを導入する場合、受益戸数2戸以上で実施できるものとする。ただし、該当市町において同一年度1品目あたり1回限り、園芸用ハウス(1,000 m²以上)を受益戸数1戸で実施可能。

後継者応援型 補助率 2/5以内 (農業用機械は1/3以内)

(事業主体) 農業後継者、又は農業後継者で組織する団体
 (リースの場合)
 農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体
 (要件) ①50歳未満
 ②経営主との経営改善計画の共同申請
 ③現状、当該農業経営に年間150日以上従事し、かつ農作業従事日数が年間60日以上
 (例示) 生産管理施設(園芸ハウス1戸の場合は、1,000 m²、2戸以上の場合は2,000 m²以上)、農業用機械等
 ※1戸での実施の場合、農業用機械は支援対象外

認定新規就農者応援型 補助率 1/2以内 (農業用機械は1/3以内)

(事業主体) 認定新規就農者又は認定新規就農者の組織する団体
 (リースの場合)
 市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体
 (要件) ①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者
 ②農外及び県外からの農業参入者、又は親等と経営を異にする農家子弟
 (例示) 生産管理施設(園芸ハウス1戸の場合は、1,000 m²、2戸以上の場合は2,000 m²以上)、農業用機械等
 ※1戸での実施の場合、農業用機械は支援対象外

担い手に引き継がれる産地づくり応援型 補助率 1/8以内

(事業主体) 農業協同組合、市町等が出資する団体等
 (要件) ①国庫事業を一体的に実施すること。
 ②リース事業により産地計画に位置づけられた農業者に簡易ハウス等の園芸用ハウスを貸与すること
 ③事業実施箇所が傾斜地であること。または市町から被災証明を受けた地域(生産者)であること。
 ④同一品目における作型の変更を行うこと。または小規模な基盤整備を行い施設園芸の導入を行う場合であること。
 (例示) 国庫事業の対象となる園芸ハウス
 *国庫事業(補助率1/2)を活用し、県、市町がそれぞれ1/8の協調支援を行う場合の合計補助率は3/4

- ・国等の補助となる事業は、原則として補助対象となりません。
- ・事業実施にあたり市町が補助対象事業費の10分の1以上を助成する場合に補助を行います。
- ・移住・定住促進応援型及び担い手に引き継がれる産地づくり応援型は、市町が補助する場合に、県は8分の1以内で、同等の割合を補助します。
- ・1事業主体当たりの上限補助金額は、25,000千円(ただし、受益戸数が1戸の場合は10,000千円)です。ただし、移住・定住促進応援型は受益者1経営体あたり10,000千円です。
- ・1事業主体当たりの助成対象事業費の下限額は1,000千円です。
- ・農業用機械1台当たりの助成対象事業費の下限額は500千円です。

《詳しくは、各振興局、各市町または長崎県農政課へ》

農業で稼ぐ農山村応援事業

1 集落営農法人対策

集落営農法人応援型 補助率 2/5以内

(事業主体) 3戸以上の農業者で構成された集落営農法人
 (要件) ①農地所有適格法人
 ②集落の農業者の1/2以上で構成、又は集落の農地の1/2以上を営農利用、受託により集積する集落営農組織
 (例示) 共同生産管理施設(園芸ハウス 1,000 m²以上)、共同利用機械施設等

2 農山村集落対策

稼ぐ農山村応援型

補助率 移住集落タイプ 2/5以内
 稼ぐ集落タイプ 1/3以内
 (農業用機械は1/3以内)
 (事業主体)

- (1) 移住集落タイプ
 移住促進および移住者を含む取組を実施する集落の構成員(受益戸数2戸以上、ただし園芸ハウスは1戸以上)
- (2) 稼ぐ集落タイプ
 集落の定住者のみで取組を実施する集落の構成員(受益戸数2戸以上、ただし園芸ハウスは1戸以上)

(要件) ①集落の合意形成に基づき、集落計画を作成していること。
 ②集落計画に位置づけられている取組であること。
 ③市町、県、関係機関が一体となったフォローアップ体制が構築されていること。

- (例示) ①地域特産物の生産体制強化
 ・農業用機械(防除機、播種機、定植機、収穫機等)
 ・農業用管理施設等の整備(パイプハウス、灌水施設を含む)
 ・出荷調製機械(選別機、簡易予冷庫、結束機、梱包機等)
 ②新たな販売開拓対策
 ・農産物加工施設機械整備

移住・定住促進応援型 補助率 1/8以内

(事業主体) 農業協同組合、市町等が出資する団体
 (要件) ①国庫事業を一体的に実施すること。
 ②リース対象者はUターン認定新規就農者であること。
 ③団地化計画を作成すること。
 ④団地化計画で位置付けられる品目と作付け、環境データを共有化すること。
 ⑤3年間で5戸以上5,000m²以上の園芸ハウスを導入すること。
 (支援対象) 国庫事業の対象となる園芸ハウス
 *国庫事業(補助率1/2)を活用し、県、市町のそれぞれ1/8の協調支援の場合の合計補助率は3/4

ふるさと振興基盤整備事業

補助率 1/2以内

(事業主体) 市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、土地改良区等
 (要件) 受益戸数2戸以上
 (例示) かんがい排水施設整備、圃場整備対策(区画面積10a以上)、農道整備対策(全幅員3m以上)